

京都腎臓・高血圧談話会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、京都腎臓・高血圧談話会と称し、事務所を医療法人八田内科医院内に置く。

(組織)

第2条 本会は、腎臓および高血圧に興味を持つ医師、薬剤師、栄養士、看護師などのメディカルスタッフをもって組織する。

(目的及び事業)

第3条 本会は、腎臓・高血圧症の高揚及び公衆衛生の向上、並びに会員の医療技術の進歩を図り、もって社会に貢献することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 腎臓・高血圧症の高揚に関する事項
- (2) 腎臓関連医師の生涯教育に関する事項
- (3) 公衆衛生の向上に関する事項
- (4) 医業経営の改善に関する事項
- (5) その他本会の目的を達するため必要な事項

(会員)

第5条

- 1 本会に入会しようとする者は、本会に所定の届出をしなければならない。
- 2 会員で届出事項に変更が生じた場合、または、退会しようとする場合も、所定の届出をしなければならない。
- 3 本会は、入会及び退会について、特別の場合にはこれを承認しないことがある。

第6条

- 1 会員は、本会所定の会費を本会に納入しなければならない。

第7条

- 1 会員は医の倫理を尊重し、社会の信頼と尊敬を得るように努めなければならない。
- 2 会員は、本会の会則を守り、その秩序を維持するように努めなければならない。

(役員)

第8条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|-------------------|-----------|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 常任世話人 | 10から15名程度 |
| (4) 世話人(関連領域の専門医) | 複数名 |
| (5) 監 事 | 2名 |

第9条

- 1 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会務を掌握し会長を補佐する。
- 3 常任世話人は、事業の改善、向上につき会長、副会長に進言の上、会務の企画を担当する。
- 4 監事は、会務及び財産状況を監査する。

第10条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第11条

- 1 役員の選出は次のとおり行う。
- 2 会長及び監事は、総会において出席者の選挙により、会員中から選出する。
- 3 副会長、常任世話人は、会長が会員中から選任する。
- 4 会長及び監事に欠員が生じたときは補欠選挙を行う。補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員会)

第12条 役員会は、会長が必要と認めたときこれを招集する。

第13条 役員会は、会務の運営上必要な事項について審議する。

第14条 役員会の議決は、出席役員の過半数をもって決する。

(総会)

第15条

- 1 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。
- 2 通常総会は毎年1回、役員会の議決を経て会長がこれを招集する。
- 3 臨時総会は、会長が必要であると認める場合に、招集する。ただし、10分の1以上の会員から、会議の目的である事項及び理由を記載した書面をもって、臨時総会召集の請求があったときは、会長は30日以内に役員会を開催しその承認を得て、可能な限り速やかにこれを招集しなければならない。
- 4 前項の通知は、総会開催の10日前までに、会議の目的たる事項、日時及び場所を告知しなければならない。

第16条 総会の議長は、出席者の意見を徴し会長が指名する。

第17条 次に掲げる事項については、総会の議決を得なければならない。

- (1) 収支決算に関する事項
- (2) 収支予算に関する事項
- (3) 事業計画に関する事項
- (4) 会費及び負担金の賦課徴収に関する事項
- (5) 会則の変更に関する事項
- (6) 本会の解散に関する事項
- (7) その他重要な会務の運営に関する事項

第 18 条 総会の議決は、出席会員の過半数をもって決する。

(会計)

第 19 条 本会の会計年度は、各年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 20 条 既定予算の補正については、総金額の補正も含み、これを理事会に一任する。

第 21 条 本会の経費は、会費、寄附金その他の収入金をもって充当する。

第 22 条 歳計に剰余が生じたときは、その翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

第 23 条 過年度に属する経費は、現年度定額より支出する。

(雑則)

第 24 条 学術講演会、症例検討会、各種研修会等の開催に当たっては、必要により出席者より参加費を徴することができる。

平成 28 年 2 月 23 日制定

平成 29 年 1 月 14 日改訂

平成 29 年 7 月 13 日改訂

平成 29 年 11 月 11 日改訂